

第 56 回公害紛争処理連絡協議会

開催：令和 8 年 6 月 5 日

公害等調整委員会事務局

令和 8 年 6 月 5 日、都道府県公害審査会会長等に東京にお集まりいただき、「第 56 回公害紛争処理連絡協議会」を開催しました。本協議会は、公害紛争に関して情報・意見の交換を行うことで職務の執行に関し共通の理解を持ち、公害紛争処理制度の円滑な運営を図るため、毎年開催しているものです。

今回は、「調停の具体的実践」を中心テーマとして開催し、公害等調整委員会前委員による講演、都道府県からの事件報告及びグループ別意見交換を通じて、公害紛争処理制度の実務上の課題及び今後の方向性について議論を深めました。



全体会議の様子

1. 委員長挨拶（全文）

〔公害等調整委員会委員長 永野厚郎〕

公害等調整委員会委員長の永野でございます。
本日は、ご多忙の中、「第 56 回公害紛争処理連絡協議会」にご参加いただき、誠にありがとうございます。

皆様には、日頃より公害紛争の解決にご尽力

いただくとともに、当委員会の業務にご理解とご協力をいただいておりますことに、心より御礼申し上げます。

公害紛争処理制度は、発足から半世紀余りが経過し、対象となる公害紛争も、社会の変化や科学技術の進歩に伴い多様化し、社会の耳目を

集める新種の紛争も各地で発生しています。こうした状況の中で、利用者である国民のニーズにどのようにして応え、制度の存在意義を発揮するかは、制度の担い手である我々に求められた喫緊の課題であります。

このような観点から、一昨年の連絡協議会において、公害紛争処理制度の全体構想をお示しし、この連絡協議会の場と各地のブロック会議の場を連動させる形で、理念の共有と具体化に向けての議論を重ねてまいりましたが、今年の連絡協議会で3回目となります。全体構想の核心は、公害紛争処理制度を構成する各機関が制度の強みと特色を生かした運用を行うとともに相互の連携を強化することにより、制度全体としての解決力を高めることにありますが、これまでの議論を通じて、各地の状況を踏まえた上での問題意識が共有されてきているように思われます。

各都道府県の審査会からいただく事件報告や今回の連絡協議会に際してお願いしたアンケートへの回答を拝見しても、この連絡協議会の場も、いよいよ、問題意識の共有のための議論の段階から、具体的な実践による経験の共有の段階に入ってきたように思われ、大変心強く感じています。

このような趣旨で、本日の連絡協議会では、強みと特色を活かした公害調停の具体的な姿である、「単なる互譲の取次ぎにとどまらず、専門性を背景にした合理的な腹案を持った調整」

を実践するための実務上の工夫、これを支える委員と事務局の意思疎通、市町村や他機関との連携の在り方などについて、意見交換を

予定しています。成功例のみならず失敗談も含めて、それぞれの現場での工夫や課題、あるいは率直な悩みなどを気兼ねなく共有いただき、今後の取組の参考としていただければ幸いです。

公調委としても、全体構想に基づき、公調委自身の手続の運用や事務処理の見直しに果敢に取り組むとともに、地域を問わず対応の難しい事件が申請され得る状況の中で、都道府県審査会の業務が円滑に行われるよう、必要な知見の収集・蓄積と適時の情報提供等のバックアップを充実させることにより、中央委員会としての責務を果たして参りたいと考えています。

本日の協議が、各地における新たな実践と秋口のブロック協議会の充実に結びつき、次年度の連絡協議会における協議に繋がることを祈念して、私からの挨拶とさせていただきます。



公害等調整委員会
永野委員長

2. 公害紛争処理制度の全体構想について（概要）

〔公害等調整委員会事務局次長 米澤朋通〕

米澤次長からは、「公害紛争処理制度の全体構想」について説明が行われました。

まず、公調委が目指す姿として、市区町村の

公害苦情相談窓口、公害審査会等及び公調委から構成される公害紛争処理制度全体としての解決力の総和を高めること、すなわち、公害紛争処理制度によって解決されるべき紛争が未

解決のまま放置されず、ふさわしい機関で処理されるようにすることが重要であるとの説明がありました。

その上で、現状の課題として、

- ・本来解決されるべき紛争が申請に結び付いていないこと
- ・事案に応じた適切な機関に申し立てられていないこと

の2点が挙げられました。



公害等調整委員会事務局 米澤次長

また、公害苦情件数と比較すると、公害審査会等への申立件数は依然として少なく、地域差も大きいこと、公調委には本来地域での解決が望ましい相隣的紛争が申し立てられる一方で、公調委での対応が望ましい事件が十分に吸い上げられていない可能性もあることが紹介されました。

こうした課題への方策として、

- ①各機関が他の紛争解決機関との比較において自らの強みと特色を意識した運用を行うこと
- ②利用者の利便性向上、とりわけITの積極的活用を進めること
- ③適切な事件のくみ上げと機関間連携を推進

すること

- ④利用者及び弁護士等への周知を強化すること

が引き続き重要であると説明されました。

さらに、公調委の取組として、

- ・専門委員の早期活用と計画的審理
- ・職権調停の積極的活用による将来志向の解決
- ・地方自治体と連携した手続の進行及び解決策の模索
- ・受諾勧告制度の活用
- ・ウェブ会議方式の積極的活用による当事者の利便性の向上と審理の効率化
- ・公害審査会等に対応が困難な事件に関する相談対応
- ・弁護士向け説明会の開催

などを実施していることが紹介されました。

また、都道府県への支援策として、要望の多かった終結事件の検索性向上について、過去約5年分の終結事件を検索しやすい形で整理・提供する方向で検討していることが紹介されました。さらに、新任担当者や新任委員の制度理解及びノウハウ継承を支援するため、研修用動画の作成に取り組んでいることについても説明がありました。

最後に、公害審査会等に対して、

- ・専門的行政ADRとしての強みを意識した運用
- ・市区町村との連携による事件のくみ上げ
- ・ウェブ会議方式の活用
- ・利用者及び弁護士への周知

などについて、主体的な取組を期待する旨が述べられました。

3. 都道府県からの事例紹介（概要）

今回は、大阪府、熊本県及び北海道から、それぞれ特色のある取組や事件処理事例について紹介が行われました。

まず大阪府からは、非常用発電機に係る騒音等の事案及び金属加工業者を相手方とする騒音・振動・粉じん事案について報告がありました。前者は現地調査等を行った後、当事者間で調停外の和解が成立して終結した事例であり、後者は係属中に争点に変化する中で最終的に金銭解決による調停成立に至った事例です。また、委員全体会議による情報共有や市町村職員向け研修会の開催などの取組についても紹介されました。



大阪府公害審査会

熊本県からは、市町村との連携及び調停委員会と事務局との連携を重視した運営について報告がありました。市町村が保有する苦情対応記録や測定結果を活用するとともに、ウェブ会議方式の導入を進めているとのことでした。また、カラオケ店から発生する騒音事案について、現地調査や測定結果を踏まえて具体的な防音対

策を提案し、調停成立に至った事例が紹介されました。



熊本県公害審査会

北海道からは、GHPエアコン室外機から発生する騒音及び振動に関する事案について報告がありました。市町村と連携しながら測定結果や現地状況を確認した上で、当事者双方から丁寧に事情を聴取し、具体的な低減策を検討して合意形成を図った事例です。報告では、生活型・相隣型の騒音紛争においては、規制基準の適用の有無だけでなく、現地確認や当事者への丁寧な説明が重要であることが示されました。



北海道公害審査会

4. 講演「公害調停のすすめ」

〔公害等調整委員会前委員 都築政則〕

都築前委員からは、「公害調停のすすめ」と題し、公害紛争処理制度の全体構想を踏まえた公害調停の在り方について講演が行われました。

講演では、公害調停の強みと特色として、調停委員会による事実把握や専門的知見の活用、受諾勧告制度の活用などが紹介されました。また、公害調停は単なる話合いの場ではなく、測定結果や専門的知見等に基づく合理的な解決案を踏まえて調整を行うことが重要であるとの説明がありました。

さらに、市区町村による苦情相談や測定結果の活用、環境部局との連携など、行政 ADR としての特色をいかした運用イメージが紹介されるとともに、現地調査や測定を通じた事実把握の重要性についても言及がありました。

最後に、公害調停の強みと特色について、会

長、委員、委員候補者及び事務局担当者の中で共通認識を持つことが重要であり、そのための情報共有や研修の充実が必要であるとの考えが示されました。



都築前委員講演の様子

※都築前委員による公害調停の実践例については、本号掲載のコラム「行政ADRの強みと特色をいかした実践例」（本誌 12 ページ）もご参照ください。

5. グループ別意見交換（概要）

全体会議終了後、参加者は4グループに分かれ、「調停の具体的実践」、「県審査会等内部の情報共有」及び「市区町村との連携」をテーマとして意見交換を行いました。今回の意見交換で

は、具体的な事件処理の工夫や悩みについて率直な意見交換が行われ、各都道府県に共通する課題も数多く共有されました。



グループ別意見交換の様子

（１）申請相談段階における対応

多くの自治体から、相談者に制度に対する誤解がみられるとの意見が出されました。相談者の中には、公害調停を行政による指導や命令の制度と理解している者や、裁判のように是非の裁断を下してもらえる制度と考えている者もあり、調停は調停委員会が間に入って、当事者間の話し合いによって合理的な解決がなされることを支援する制度であることを丁寧に説明する必要があるとの認識が共有されました。

また、近年は相隣紛争に関する相談が多く、公害に該当するか否かの判断等に悩む事例が少なくないとの報告がありました。

これに対しては、公害性の判断等が難しい事案であっても、入口段階で過度に厳格な判断をせず、申請を受け付けて、紛争の実情を把握した上で解決の可能性を検討することも重要ではないかとの意見が多くを占めました。

また、案件によっては申請前の段階から事務局が複数回相談対応を行い、申請書作成の支援や制度説明を行っている事例も紹介されました。

他方で、市区町村に規制する権限のある騒音などに関する紛争についての相談は、まずは市区町村の公害苦情相談の窓口を紹介するとの意見が多数であり、紛争解決のプロセスとして、規制権限に基づく指導では解決に至らない場合に県審査会等が調停事件として担当するのは役割分担として合理的であるとの見解が示されました。

（２）事務局と委員との連携

調停を円滑に進めるための事務局と委員との意思疎通についても活発な議論が行われました。

案件数の少ない自治体では、実際に申請を受

理した際に委員も事務局も経験が少ないことから、論点整理や今後の進め方について綿密な協議を行っているとの報告がありました。

また、熊本県から紹介されたような、

- ・期日前の論点整理
- ・市町村からの情報収集
- ・現地下見
- ・調停委員会との事前打合せ

といった取組に関心を示す参加者も多くみられました。

一方で、委員の日程調整が難しく、十分な事前協議の時間を確保できないことが課題として挙げられました。

そのため、

- ・電子メール
- ・電話
- ・ウェブ会議

などを活用しながら情報共有を行っている事例も紹介されました。



グループ別意見交換の様子

（３）現地調査及び測定的重要性

今回の意見交換において、最も多くの参加者から共感を得ていたテーマの一つが現地調査でした。

騒音、振動、低周波音及び悪臭などの案件では、書面のみでは実態を十分に把握できず、現

地確認を行うことによって初めて理解できる事情も少なくないとの意見が相次ぎました。

また、「現場を見てもらえた」という事実そのものが申請人の納得感につながり、調停成立に向けた環境整備にも有効であるとの意見も共有されました。

測定についても、

- ・規制基準を超えているかどうか
- ・環境基準との関係
- ・室内環境への影響

などを検討する上で重要な資料になるとの認識が示されました。

さらに、都築前委員の講演内容を踏まえ、「規制基準を下回っている場合でも測定結果は有用な調停材料になり得る」との考え方についても議論が行われました。

（４）市区町村との連携

市区町村との連携についても、多くのグループで議論が行われました。多くの自治体では、

- ・苦情対応の経過
- ・騒音等の測定結果
- ・行政指導の状況

などについて市区町村から情報提供を受けながら事件処理を進めていることが報告されました。

また、市区町村職員が現地調査に同行したり、測定に協力したりする事例も紹介されました。

一方で、公害紛争処理法第 37 条の非公開原則との関係について問題提起もなされました。特に、調停条項の内容や調停手続に関する情報について、市区町村とどの範囲まで共有できるのかという点が議論されましたが、多くの参加者からは、調停の非公開原則も絶対的なものではなく、当事者のプライバシーへ配慮しつつ、事件の迅速・適正な解決及び成立後のフォロー

アップの必要性の観点から、市区町村との一定の連携は不可欠であり、非公開原則の制度趣旨に反するものでないとの意見が示されました。

（５）調停成立に向けた工夫

調停成立に向けた具体的な工夫についても、多くの経験談が共有されました。

参加者からは、

- ・現地調査結果を踏まえた説明
- ・測定結果を用いた説得
- ・専門家の知見の活用
- ・防音工事等の具体的提案

などが有効であったとの報告がありました。

また、規制基準を超えず、受忍限度の範囲内にとどまるような案件であっても、

- ・被申請人が現状を維持すること
- ・将来にわたり一定の配慮を行うこと

などを内容とする合意が成立した事例も紹介されました。

さらに、公害問題の背後には近隣関係や感情的対立が存在する場合も多く、技術的な問題だけではなく、当事者間の関係性にも配慮しながら調整を進める必要があるとの意見も聞かれました。

（６）県審査会等内部の情報共有

最後に、県審査会等内部における情報共有について議論が行われました。

案件数の少ない自治体では、

- ・長期間申請がない
 - ・委員同士が集まる機会が少ない
 - ・担当者異動によるノウハウの継承が難しい
- といった課題が共通して指摘されました。

これに対し、

- ・定期的な総会の開催
- ・終結事件の共有
- ・委員向け研修

・ブロック会議の活用
などの取組が紹介されました。

また、公調委が進めている終結事件の検索機能の充実や研修用動画の作成について期待す

る声も多く聞かれました。とりわけ、委員の交代などの際に開催される総会の機会を実質的な課題共有の場としても活用するとの意見に多くの共感が寄せられました。

6. まとめ

今回の連絡協議会では、「調停の具体的実践」をテーマとして、公害紛争処理制度の全体構想を実務の中でどのように具体化していくかについて活発な議論が行われました。

都道府県からの事例報告では、現地調査、測定、専門的知見の活用及び関係機関との連携など、調停成立に向けた様々な工夫が紹介されました。また、グループ別意見交換では、申請相

談への対応、現地調査及び測定の活用、市区町村との連携、委員及び事務局間の情報共有などについて実務的な議論が行われました。

今回共有された知見や課題が、各都道府県における今後の実務や秋のブロック会議での議論につながり、公害紛争処理制度全体の解決力の総和の向上に結び付くことが期待されます。